

<令和2年度すぎのご保育園

一時保育 就労利用登録について>

[利用内容] 保護者の労働・職業訓練・就学等により、保育が困難になる児童

月曜～金曜日 8:30～16:30 / 9:00～17:00 (週3日まで)

[登録用紙配布期間] 2月25日(火)～ すぎのご保育園事務室にて

[時間] 10:00～18:00

※書類が そろいましたら電話をください。面談日を相談させていただきます。

※面談が終了した方から 4月1日(水)よりお預かりいたします

☆一時保育の「リフレッシュ利用登録」の用紙配布は 3/2(月)より配布予定です